

表1 虐待種別×当該受理時学年

	対象数	中学2年	中学3年	高校1年	中卒1年
身体	11 100.0%	10 90.9%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
ネグレクト	19 100.0%	8 42.1%	9 47.4%	2 10.5%	0 0.0%
心的	6 100.0%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%
性的	6 100.0%	3 50.0%	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%
合計	42 100.0%	23 54.8%	15 35.7%	3 7.1%	1 2.4%

表2 虐待種別×世帯構成

	対象数	ひとり親世帯	父母子世帯	父母子祖父母	その他
身体	11 100.0%	6 54.5%	3 27.3%	2 18.2%	0 0.0%
ネグレクト	19 100.0%	14 73.7%	4 21.1%	0 0.0%	1 5.3%
心理	6 100.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
性的	5 100.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%
合計	41 100.0%	24 58.5%	13 31.7%	2 4.9%	2 4.9%

注1)ひとり親世帯の内訳は母子世帯23例、父子世帯1例(ネグレクトケース)

しては三学年度に渡ることになる(表1)。14歳ケースでは、当該受理時に中学2年生、または中学3年生になる。15歳ケースでは、当該受理時に中学3年生、または高校1年生となる。15歳ケースでは中卒や高校進学が遅れもあるため学校に属していないケースもある。全体として当該受理時の学年は中学2年生が23例(54.8%)、中学3年生が15例(35.7%)、高校1年生が3例(7.1%)、中卒1年目が1例(2.4%)となっている。学年を虐待種別で確認すると、身体的虐待ケースで中学2年生が10例、中学3年生が1例となっており学年が偏っている。他の種別では学年の偏りは見られず、これは虐

待種別の特徴と関係があるかもしれない。

(2) 家族の社会経済的背景

全体調査結果からは、被虐待児の生育家族において、貧困、障害、疾病、失業、DV、ひとり親世帯、そして社会的排除といった複合的な困難の累積が示されている。ここでは、一般的な不平等の再生産研究で取られることが多い社会経済的変数のみ確認しておきたい。

家族構成として全42例のうち姉妹ケースを除く41世帯の内訳を確認すると、ひとり親世帯24例(58.5%)、父母子世帯13例(31.7%)、父母子と祖父母同居世帯2例

表3 虐待種別×父親学歴

対象数	父親(または父親に代わる人)				
	大学卒	専門卒	高校卒	中学卒	不明
身体 5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%
ネグレクト 7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	5 71.4%
心理 3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%
性的 4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%
合計 19 100.0%	0 0.0%	1 5.3%	5 26.3%	2 10.5%	11 57.9%

注1) 当該受理時に家族の扱いとなっていた父親19例

表4 虐待種別×母親学歴

対象数	母親(または母親に代わる人)				
	大学卒	専門卒	高校卒	中学卒	不明
身体 11 100.0%	1 9.1%	1 9.1%	2 18.2%	2 18.2%	5 45.5%
ネグレクト 18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 27.8%	7 38.9%	6 33.3%
心理 6 100.0%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%
性的 5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%
合計 40 100.0%	2 5.0%	3 7.5%	10 25.0%	12 30.0%	13 32.5%

注1) 当該受理時に家族の扱いとなっていた母親40例

(4.9%)、その他世帯2例(4.9%)となっている(表2)。ひとり親世帯の内訳は母子世帯23例、父子世帯1例(ネグレクトケース)となっている。種別では特にネグレクトケース19例のうち、ひとり親世帯が14例(73.7%)となっている。また、ひとり親世帯では祖父母同居世帯が無く、養育に関して家庭内に頼りになる他者が存在していない様子がうかがわれる。

次に親の学歴について、当該受理時の家族構成、ひとり親世帯24例(母子23例、父子1例)、父母世帯(祖父母同居含む)15例、その他世帯2例から確認できる父親19例と母親40例をみると、父母ともに不明が

最も多くなっているが、それを除くと父親では高校卒(26.3%)、母親では中学卒(30.0%)が最頻値となっている。大卒と専門学校卒は合わせて父親で5.3%、母親で12.5%となっており、多くは相対的に低学歴におかれていることが明らかである(表3、表4)。

次に学歴と同様の対象者から職業を確認する(表5、表6)。父親は「官公庁、民間企業の事務・経理・営業・技術職」に該当する者と「専門職」が合わせて26.3%いるが、「運輸・通信」、「生産工程・労務」が合わせて47.3%と相対的に不安定・低所得就労に従事している者が多くなっている。ま

表5 虐待種別×父親職種

	対象数	役員 管理職	事務・経理 営業・技術	専門職	販売 サービス	運輸 通信	生産工程 労務	無職	不明
身体	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%
ネグレクト	7 100.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%
心理	3 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
性的	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
合計	19 100.0%	0 0.0%	3 15.8%	2 10.5%	0 0.0%	2 10.5%	7 36.8%	4 21.1%	1 5.3%

注1) 官公庁、民間企業の別を問わない

表6 虐待種別×母親職種

	対象数	役員 管理職	事務・経理 営業・技術	専門職	販売 サービス	生産工程 労務	専業主婦	無職	不明
身体	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%	6 54.5%	2 18.2%
ネグレクト	18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%	2 11.1%	0 0.0%	13 72.2%	0 0.0%
心理	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	2 33.3%
性的	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
合計	40 100.0%	1 2.5%	0 0.0%	2 5.0%	6 15.0%	4 10.0%	1 2.5%	22 55.0%	4 10.0%

注1) 官公庁、民間企業の別を問わない

た、「無職」が21.1%を占めている。一方、母親は「官公庁、民間企業の役員・管理職」と「専門職」が合わせて7.5%、「販売、サービス業」や「生産工程、労務」に従事している者が合わせて25.0%などとなっている。最頻値は「無職」の55.0%であり、半数以上は仕事をしていない。

学歴と職業が相対的に低位におかれていることは、当然その生活状況に反映される。家庭の経済状況として住民税の課税状況を見ると、課税世帯が5例(12.2%)、非課税世帯が4例(9.8%)、生活保護世帯が20例(48.8%)、不明が12例(29.3%)となっており、実に半数の世帯が生活保護受給とな

っている(表7)。虐待種別ではネグレクトケースに生活保護世帯が12事例(ネグレクトケースの63.2%)と多く見られる。また、就労状況、借入金、住宅等から調査者が判断した生活状況では、非困難5例(12.2%)、多少困難9例(22.0%)、困難25例(61.0%)、不明2例(4.9%)となっており、全ての虐待種別で多くの世帯が生活困難にあることが確認できるが、特にネグレクトケースでは15例(ネグレクトケースの78.9%)が生活困難と判定されており、生活保護受給世帯の多さと共に虐待種別では最も困難な生活状況にあることがうかがわれる(表8)。

家族の社会経済的背景からは、概して相

表7 虐待種別×課税状況

対象数	世帯への課税状況			
	課税	非課税	生保	不明
身体 11 100.0%	1 9.1%	0 0.0%	3 27.3%	7 63.6%
ネグレクト 19 100.0%	2 10.5%	3 15.8%	12 63.2%	2 10.5%
心理 6 100.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	3 50.0%
性的 5 100.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%
合計 41 100.0%	5 12.2%	4 9.8%	20 48.8%	12 29.3%

注1)住民税課税状況を示す。

注2)「生保」=生活保護受給世帯

表8 虐待種別×生活困難度

対象数	生活困難度の判定			
	非困難	多少困難	困難	不明
身体 11 100.0%	3 27.3%	2 18.2%	4 36.4%	2 18.2%
ネグレクト 19 100.0%	0 0.0%	4 21.1%	15 78.9%	0 0.0%
心理 6 100.0%	1 16.7%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%
性的 5 100.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%
合計 41 100.0%	5 12.2%	9 22.0%	25 61.0%	2 4.9%

注1)就労状況、借入金、住宅等から調査者が判断した生活状況

対的に不利な条件にある家族の姿が示された。全体調査でまとめられている障害、疾病、解雇・失業、住宅問題、夫婦不和、DV、育児協力の無さなど親自身の抱える困難を合わせて考えると、子どもの養育ケアに対して十分に対処できる条件が揃っているとは言い難い。このような社会経済的背景のもと、被虐待児の教育機会の確保と社会的自立がなされていくことになる。

以下、義務教育段階での学校適応、中学校卒業後の進路、社会的自立の状況を確認していく。

C 研究結果

1. 義務教育段階での学校適応

(1) 学校の求められる役割

虐待対応についての学校教育機関の役割は、2004年の児童虐待防止法の改正時に新たに位置づけられた。改正された児童虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合」に通告義務が課され、また、早期発見の努力義務が教職員個人から学校組織に課されることになった。さらに、学校の通告機関としての重要性和早期発見機能の強化だけではなく、日常の教育活動

表9 虐待種別×当該受理前の把握期間

	対象数	小学校前 から	小学校 から	中学校 から	当該受理 学年から
身体	11 100.0%	1 9.1%	4 36.4%	2 18.2%	4 36.4%
ネグレクト	19 100.0%	7 36.8%	5 26.3%	2 10.5%	5 26.3%
心理	6 100.0%	0 0.0%	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%
性的	6 100.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%	3 50.0%
合計	42 100.0%	8 19.0%	15 35.7%	5 11.9%	14 33.3%

において虐待防止に取り組む事も求められた。このことから学校教育機関は通告機関・発見機関の役割を負っていると考えられる。

一方で、被虐待児童が学校に復帰するに当たって、学校は安全な場所であること、虐待による行動特性を理解して対応することなど、安全な育ちの場の提供を通じた教育環境の保障も求められている。学校教育機関はそもその本来的な目的とも合わせて被虐待児の発達環境・教育環境保障の役割も負っていると考えられる。ここではこれら二つの役割を念頭に、学校教育機関に関わる調査結果を確認していきたい。

まず、調査対象ケースがどれくらい以前から児童相談所によって把握されていたかをみると、小学校前段階からが8例(19.0%)、小学校段階からが15例(35.7%)、当該受理以前の中学校段階からが5例(11.9%)、当該受理からが14例(33.3%)となっており、ケースの3分の2は当該受理前から児童相談所と関わりを持っていた(表9)。小学校以前と小学校段階から把握されているケースは合わせて23例(54.8%)となっており、半数以上は小学校段階ですでに学校

が何らかの情報や関わりを持っている可能性があった。虐待種別ではネグレクトケースで小学校前と小学校段階で把握されているケースが合わせて12例(63.1%)と特に早期から児童福祉の対象として認識されている。

次に通告・発見機関の役割として通告機関に占める中学校の割合をみると、10例(23.8%)が中学校からの通告によって虐待受理に至っていた(表10)。ここからは、かなりの割合で学校教育機関が虐待の早期発見・通告機能を果たしていることが確認できる。ケース記録の記載からは、傷の発見、養育不良や怠学(不登校)容認についての家庭訪問指導、あるいは性的虐待の相談をスクールカウンセラーが受けるなどの具体的な発見・通告に至る関わりが読みとれる。あるいは、小学校段階からの継続ケースについては関係機関との見守りネットワークへの参加なども確認された。

一方で、発達環境・教育環境の保障について中学校がどのような関わりを持っていたのかについて、児童相談所のケース記録からは具体的な学校での対応については断片的な記載しか確認できない(学校教育機

表10 虐待種別×通告機関

対象数	中学校	家族・親族	医療機関	公的機関	警察	その他
身体 11 100.0%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%	2 18.2%
ネグレクト 19 100.0%	5 26.3%	2 10.5%	2 10.5%	7 36.8%	1 5.3%	2 10.5%
心理 6 100.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%
性的 6 100.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%	1 16.7%
合計 42 100.0%	10 23.8%	3 7.1%	2 4.8%	16 38.1%	6 14.3%	5 11.9%

注1) 公的機関は行政・福祉機関(相談員を含む)

表11 虐待種別×子どもの直面する学校適応上の困難

対象数	子どもの直面する困難											
	義務教育段階				小学校				中学校			
	障害	養護指 導教室・ 特学 室・	一時 保護	施設 入所	不登 校	いじ め	転 校	問題 行動	不登 校	いじ め	転 校	問題 行動
身体 11 100.0%	2 18.2%	1 9.1%	7 63.6%	3 27.3%	2 18.2%	3 27.3%	2 18.2%	0 0.0%	2 18.2%	1 9.1%	1 9.1%	4 36.4%
ネグレクト 19 100.0%	8 42.1%	5 26.3%	7 36.8%	8 42.1%	5 26.3%	2 10.5%	0 0.0%	1 5.3%	14 73.7%	2 10.5%	4 21.1%	8 42.1%
心理 6 100.0%	3 50.0%	1 16.7%	5 83.3%	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%
性的 6 100.0%	3 50.0%	0 0.0%	6 100.0%	3 33.3%	2 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%
合計 42 100.0%	16 38.1%	7 16.7%	25 59.5%	17 40.5%	9 21.4%	6 14.3%	3 7.1%	1 2.4%	19 45.2%	4 9.5%	7 16.7%	17 40.5%

注1) 義務教育段階は小学校か中学校のいずれかで経験がある場合。

関の関わりの詳細については戸田報告を参照のこと)。そこでは、通告後の状況モニタリングや、関係機関との見守りネットワークへの参加、スクールカウンセラーによるカウンセリング対応などが読みとれる。あるいは、担任や部活動の教員が精神的な支えとなっている様子もうかがわれた。

(2) 義務教育段階での学校適応の現状

被虐待児と学校適応の関係については、主に虐待による情緒的愛着障害とその特性を理解した上での学校(教師)対応の仕方

について焦点が当たってきた。それはむしろ施設養護での養育において早くから意識され取り組まれてきた観点でもある。一般的には虐待による情緒的愛着障害が、教師から見た場合に問題行動の行為として捉えられ、そこでのコンフリクトが子どもの自尊感情の低下や教師からの信頼感の低下を招き学校適応を悪くすると説明されている。また、学年が上がるにつれてそのコンフリクトが非行や逸脱の形で表現され、それが怠学や不登校としてあらわれてくることも指摘されている。ここではそのことは念頭

に置きつつ、より社会的な側面から学校適応を確認してみる。

まず、全体として虐待対応に関連しての一時保護（25例、59.5%）や施設入所（17例、40.5%）などの経験が多く確認でき、学校適応が落ち着いて図られる状況には無いことがわかる（表11）。しかし、一時保護は身体的虐待で63.6%、心理的虐待で83.3%、性的虐待で100.0%とかなりの割合で経験されているが、ネグレクトケースでは36.8%と相対的に低い割合となっている。

次に具体的な学校での適応困難を確認すると、不登校は小学校段階で虐待種別全体で9例（21.4%）だったものが、中学校段階になると19例（45.2%）と倍増していることがわかる。これはネグレクトケースで小学校段階が5例（26.3%）だったものが、中学校段階で14例（73.7%）と急増している事によっており、他の虐待種別と異なり学校適応の面で不登校が最も大きな問題となっていることがわかる。さきほどのネグレクトケースでの一時保護経験の少なさは児童相談所のケース対応時の緊急性の判断に依っていると考えられるが、中学校段階の不登校経験の多さを考えると、教育の保障の観点から緊急対応の判断の後に、不登校対応についての注意が必要とされるかもしれない。

他には問題行動（非行、窃盗、暴力、性的逸脱等）が虐待種別全体で、小学校段階で1例（2.4%）だったものが、中学校段階で17例（40.5%）と増加している。これは先述した年齢と発達段階の問題が大きいと考えられるが、ケース記録では問題行動に対する学校の対応にも困難がみられる。いくつかのケース記録によると、中学校では

教師との関係や部活動などが子どもにとって支えになっている反面、問題行動に対する対応として、発達環境・教育環境の保障機関の役割が見失われているケースが散見される。具体的には問題行動・学校不適応に対する生徒指導的な対応であるが、ここでは毅然とした対応、別室での生活指導、非行の警察対応など学校内秩序の維持に主眼が当たった対応が見られた。学校教育機関の逸脱行為に対するきちんとした対応は必要だが、被虐待児の特性に応じた対応がなされていないとみなされた場合、結果として学校との連携や情報提供を児童相談所がためらう様子も会議録の中からは読みとることが出来た。

最後に表12から学校適応の累積する困難を確認すると、どの項目にも当てはまる困難が無いケースは1例のみであり、多くのケースでは複合して学校適応に困難がもたらされていることがわかる。学校適応への対応は個々の困難への対応だけではなく、トータルとして子どもの教育適応の困難にどのように対応するかという視点が必要とされている。

2. 中学校卒業後の進路－高校進学と進学を可能にする条件－

（1）高等学校への進学

まず、当該虐待受理後の把握期間を確認すると、中学校段階までが11例（26.2%）、高校・中卒就労段階までが20例（47.6%）、高校卒業段階までが11例（26.2%）となっている。4例を除けば当該受理は中学校段階であるが、高校・中卒段階までが20例（47.6%）、高校卒業段階とその後の経過まで把握しているケースが11例（26.2%）と

表12 子どもの直面する学校適応上の困難(累積分布)

基礎情報				子どもの直面する困難											
				義務教育段階				小学校				中学校			
ID	性別	年齢	虐待種別	障害	養護・特学・ 適応指導教室	一時保護	施設入所	不登校	いじめ	転校	問題行動	不登校	いじめ	転校	問題行動
1	女	14	身体												
2	女	14	身体												○
3	男	14	身体	□		○								○	
4	女	14	身体						○	○			○		○
5	男	14	身体			○	○	○	○						
6	女	14	身体				△	○	○			○			
7	男	14	身体			○	○								
8	男	14	身体			○				○					○
9	女	14	身体			○						○			○
10	男	14	身体	○	○	○									
11	男	15	身体			○									
12	男	14	ネグレ				○								○
13	女	14	ネグレ	□			○								
14	男	14	ネグレ									○			○
15	男	14	ネグレ	○								○		○	○
16	男	14	ネグレ	○	○	○		○	○			○			○
17	男	14	ネグレ		○	○	○	○				○		○	
18	女	14	ネグレ	○	○								○		
19	女	14	ネグレ	○	○	○	○	○			○	○			○
20	女	14	ネグレ	○				○				○			○
21	女	15	ネグレ				○								
22	女	15	ネグレ			○	○	○	○			○			
23	女	15	ネグレ			○						○	○		
24	男	15	ネグレ									○			
25	男	15	ネグレ									○		○	
26	男	15	ネグレ			○	○					○			
27	男	15	ネグレ									○			○
28	男	15	ネグレ	○	○										
29	男	15	ネグレ	○		○	○					○		○	○
30	女	15	ネグレ									○			
31	男	14	心理	○		○	○								○
32	女	14	心理			○	○							○	
33	男	15	心理	○											○
34	男	15	心理			○	○					○			
35	男	15	心理	○	○	○	○	○	○			○			○
36	女	15	心理			○									
37	女	14	性的			○		○							
38	女	14	性的	○		○	○			○					
39	女	14	性的			○									
40	女	14	性的	○		○								○	○
41	女	15	性的	○		○						○	○		
42	女	15	性的			○	○								

注1) 障害は、身体障害□、知的障害・知的障害の疑い○

注2) 施設入所には里親委託事例(1例)を含む

注3) 不登校は不登校・欠席がち、いじめはいじめ被害を表す

注4) 問題行動は、非行、窃盗、暴力、性的逸脱、等を表す

表13 虐待種別×当該受理後の把握期間

	対象数	中学校 まで	高校・中卒 就労まで	高校卒業 後まで
身体	11 100.0%	6 54.5%	3 27.3%	2 18.2%
ネグレクト	19 100.0%	2 10.5%	11 57.9%	6 31.6%
心理	6 100.0%	0 0.0%	5 83.3%	1 16.7%
性的	6 100.0%	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%
合計	42 100.0%	11 26.2%	20 47.6%	11 26.2%

表14 虐待種別×中学校卒業後の進路(高校進学)

	対象数	中卒就労	高等養護 学校進学	高校進学	
					(定時制)
身体	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%	
ネグレクト	17 100.0%	1 5.9%	5 29.4%	11 64.7%	(3) (17.6%)
心理	6 100.0%	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%	
性的	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	
合計	31 100.0%	2 6.5%	6 19.4%	23 74.2%	(3) (9.7%)

なっており、当該受理前の把握とともに、受理後の把握もある程度の年数に渡って児童相談所の関わりが持たれている(表13)。当該受理後の把握期間の虐待種別は特徴的な割合を示しており、中学校段階までしか把握されていないケースが身体的虐待で6例(54.5%)、性的虐待で3例(50.0%)と半数以上になっている。性的虐待では加害者が逮捕・拘留される場合、その後の把握に緊急性が無くなったと判断されるケースが中学校段階までの把握となっている。対して、ネグレクトと心理的虐待では高校・中卒段階まで把握されているケースがそれぞれ11例(57.9%)、5例(83.3%)と

なっており、ネグレクトではさらに高校卒業まで把握されているケースが6例(31.6%)となっている。これは次項で詳述するが、主として児童福祉施設との関わりがある場合に、ケース把握期間が長くなっている。

次に中学卒業後の特徴をみていく(表14)。中学校卒業後まで把握されている31例のうち、2例(6.5%)は中卒就労となっている。詳細については高卒後の社会的自立と合わせて後述する。残りの29例のうち、23例(74.2%)が高等学校(うち識別できたもので3例が定時制高校となっている。ケース記録から進学の実態を読みとる限り、実際は全日制と同じ三年課程をとっている

表15 教育機会の確保と進学・在学時の生活基盤

ID			高校種別	高校在学時の生活基盤となる住居	在学中に一時的な生活基盤となった住居	高校生活の安定	
4	女	14	身体	高等学校	自宅		△
9	女	14	身体	高等学校	自宅		○
30	女	15	ネグレ	高等学校	自宅		○
31	男	14	心理	高等学校	自宅	児童養護施設	○
34	男	15	心理	高等学校	自宅	里親一時委託	○
41	女	15	性的	高等学校	自宅	児童養護施設	△
25	男	15	ネグレ	高等学校	親族・知人宅		×
36	女	15	心理	高等学校	親族・知人宅		○
37	女	14	性的	高等学校	親族・知人宅		—
6	女	14	身体	高等学校	下宿		—
5	男	14	身体	高等学校	児童養護施設		—
7	男	14	身体	高等学校	児童養護施設		○
16	男	14	ネグレ	高等学校	児童養護施設		○
17	男	14	ネグレ	高等学校	児童養護施設		○
21	女	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設		—
22	女	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設		○
24	男	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設		×
26	男	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設		○
32	女	14	心理	高等学校	児童養護施設		○
38	女	14	性的	高等学校	児童養護施設		○
15	男	14	ネグレ	高等学校(定時制)	自宅		—
23	女	15	ネグレ	高等学校(定時制)	自宅		—
27	男	15	ネグレ	高等学校(定時制)	自宅		—
35	男	15	心理	高等養護学校	自宅	児童養護施設	—
13	女	14	ネグレ	高等養護学校	寄宿舎・学校寮		○
18	女	14	ネグレ	高等養護学校	寄宿舎・学校寮		—
19	女	14	ネグレ	高等養護学校	寄宿舎・学校寮		△
20	女	14	ネグレ	高等養護学校	寄宿舎・学校寮		○
28	男	15	ネグレ	高等養護学校	寄宿舎・学校寮		○

注)「高校生活の安定」、「○安定」、「△不安定」、「×退学」、「—記載無し」

表16 生活基盤と家庭経済状況

ID				高校種別	高校在学時の生活基盤となる住居	在学中に一時的な生活基盤となった住居	課税状況	生活困難度
4	女	14	身体	高等学校	自宅		課税	非
9	女	14	身体	高等学校	自宅		—	非
30	女	15	ネグレ	高等学校	自宅		—	○
36	女	15	心理	高等学校	祖父母宅		課税	非
37	女	14	性的	高等学校	祖父母宅		非課	非
31	男	14	心理	高等学校	自宅	児童養護施設	不明	●
34	男	15	心理	高等学校	自宅	里親一時委託	生保	○
41	女	15	性的	高等学校	自宅	児童養護施設	生保	●
25	男	15	ネグレ	高等学校	母親友人宅	中途退学	生保	●

注1)課税状況:「課税」=住民税課税世帯、「非課」=住民税非課税世帯、「生保」=生活保護世帯

注2)生活困難度:「非」=非困難、「○」=多少困難、「●」=困難

職業科昼間定時制高校などへの進学と思われるケースもあるが、それは全日制として扱った。)、6例(19.4%)が高等養護学校進学となっている。虐待種別の特徴では身体的虐待と性的虐待は把握されているケースの全てが高校進学、ネグレクトではおよそ3割が高等養護学校進学、6割以上が高校進学となっている(定時制進学の3例はすべてネグレクト)。ここからは、ネグレクトで定時制高校、高等養護学校へつながっているケースが多くなっており、教育機会の点で他の虐待種別と異なった特徴がみられる。

(2) 高校進学を保障する生活基盤の条件

高校進学を支える条件としてその生活基盤を確認していくと、全日制高校進学者では自宅が6例、親族・知人と下宿が4例、児童養護施設が10例となっていた(表15)。定時制進学では3例とも自宅、高等養護学校進学では1例が自宅で残りの5例は寄宿

舎・学校寮となっていた。特にネグレクトケースでは全日制高校進学の場合でも児童養護施設が生活基盤となっていることが特徴としてみられる。ここでは検討の対象外だが、おそらく中学生の通告時から児童養護施設入所になっているケースなどでは、施設での高校進学指導も大きな意味を持っていると考えられる。

さらに詳細に検討すると、自宅を生活基盤としている10例のうち、4例は途中から児童養護施設や里親委託など一時的なものも含んだ社会的養護サービスを利用することで通学基盤を確保することになっている。また、親族・知人宅を生活基盤とする3例では、2例が祖父母宅からの通学となっていたが、1例は母親の友人宅を生活基盤にしており、そのケースでは高校1年生の段階で退学となっている。全日制高校進学ケースを家族の経済状況と重ね合わせると、途中で児童養護施設や里親委託となっ

表17 生活基盤×課税状況

対象数	課税状況			
	課税	非課税	生活保護	不明 記載無し
自宅 (全日制) 6 100.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	3 50.0%
親族・知人 下宿 4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%
自宅 (定時制) 3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%
児童養護 施設 10 100.0%	2 20.0%	1 10.0%	4 40.0%	3 30.0%
寄宿舎 学校寮 6 100.0%	0 0.0%	2 33.3%	4 66.7%	0 0.0%
合計 29 100.0%	4 13.8%	4 13.8%	14 48.3%	7 24.1%

表18 生活基盤×生活困難度

対象数	生活困難度			
	非困難	多少困難	困難	不明 記載無し
自宅 (全日制) 6 100.0%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%
親族・知人 下宿 4 100.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%
自宅 (定時制) 3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%
児童養護 施設 10 100.0%	0 0.0%	3 30.0%	7 70.0%	0 0.0%
寄宿舎 学校寮 6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%
合計 29 100.0%	4 13.8%	5 17.2%	19 65.5%	1 3.4%

た3例と中途退学となった母親友人宅から通学していた1例は、生活保護世帯や生活困難にある世帯であることわかる。逆に自宅通学を継続していた3例と祖父母宅から通学していた2例は課税世帯や生活困難度が非困難世帯であり、経済状況が教育機会のための生活基盤の安定度を左右する様子が見られる(表16)。

残りの児童養護施設から全日制高校へ進学したケース(非課税・生活保護50.0%、

生活困難70.0%)、自宅から定時制高校へ進学したケース(生活保護100.0%、生活困難100.0%)、寄宿舎から高等養護学校へ進学したケース(非課税・生活保護100.0%、生活困難100.0%)の合わせて19例は概して経済状況が悪かった(表17、表18)。ここからは、教育を受けるための生活基盤が家族の経済状況によって規定されており、特に経済的困難の程度が強い場合に、施設利用が多くなっていることがわかる。

けっきょく、高校進学ケース 29 例のうち、最終的に 19 例が自宅外の居住型施設、4 例が親族・友人知人宅と下宿、6 例が自宅を生活基盤とすることになっていた。そこからは被虐待児童の高校進学機会の保障は、自宅外の生活基盤、特に寄宿舎と児童福祉施設の支えが非常に大きい役割を果たしていることがわかる（自宅外を生活基盤とするケースの割合は実に 79.3%である）。このことは、教育機会の保障は生活基盤の確保とともに検討をしなければならないことを明らかに示している。

それは、高校生活の安定にも現れている。高校生活の安定、学校適応は概ね良好であり、義務教育段階とは異なっている。その背景には年齢的な成長も大きいだろうが、義務教育段階（中学校段階）で不登校問題を経験していた子どもの多くが高校進学し高校生活を継続していることを考えると、自宅外の居住施設を利用した生活基盤の安定が教育機会を実質的に保障するために極めて大きな役割を果たしていることが理解できる。もちろん、そのなかでの施設職員の存在が大きな役割を果たしていることは推測される場所である。ケース記録からは、施設職員が学校適応や社会的自立についての相談と支えの役割を果たしていることも読みとれた。これは、施設養護における社会的自立や進学機会保障の研究でも指摘されている機能であり、それは本分析でも確認された。

3. 社会的自立の状況

(1) 高校卒業後のケース把握

中学卒業まで把握されているケースは 42 例中 29 例、そのうちの 11 例が高校卒業

後の状況まで児童相談所のケース記録で把握されていた（表 13）。学校種別で見ると、自宅からの定時制高校、寄宿舎から高等養護学校のケースは全てその後の現状は把握されていなかった。また、自宅、親族・知人、下宿からの全日制高校進学ケースでは、1 例を除き把握されていなかった。けっきょく、児童相談所が高校卒業後まで把握しているケースは、高校進学時にはすでに児童養護施設入所措置となっていた全 10 例、また、当初自宅から進学した後に児童養護施設を利用し卒業後に知的障害者授産施設に入所した 1 例であった。

すなわち、被虐待児として中学校あるいは中卒時点から関わったケースのうち、その後の社会的自立まで把握されていたのは、高校卒業時に児童福祉施設に関わっているケースのみであった。逆に言うと、被虐待児として通告されたケースのうち、児童福祉施設と関わりのある限り、児童相談所はその後の経緯を把握していた。しかし、それ以外のケースでは社会的自立の時点まで把握されておらず、施設入所以外の被虐待児がその後どうしたのかについては、ある年度と年齢を取り上げたケース記録の悉皆調査であっても、記録がないのが現状である（ケース終結の詳細については横山報告を参照のこと）。

(2) 高校卒業後の進路・就労の特徴

まず、高卒後の進路の前に、先程述べなかった中卒就労の 2 例の状況を確認すると、1 例は中学校からの就労斡旋を受けて建設関係の仕事に就き、もう 1 例は中卒後に児童自立支援施設入所になり、建築関係の住み込みで就労していた。そのどちらも中学

表19 社会的自立(高卒後)の生活基盤

ID				高校種別	高校在学時の生活基盤となる住居	高校卒業後進路	自立後の生活基盤となる住居
41	女	15	性的	高等学校	自宅	知的障害者入所授産施設	授産施設寮
5	男	14	身体	高等学校	児童養護施設	就職自立	不明(単身自立)
7	男	14	身体	高等学校	児童養護施設	就職自立	公舎
16	男	14	ネグレ	高等学校	児童養護施設	就職自立	社員寮
17	男	14	ネグレ	高等学校	児童養護施設	就職自立	社員寮
21	女	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設	就職自立	社員寮
22	女	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設	就職自立	社員寮
24	男	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設	高校退学 児童自立支援施設	不明(単身自立)
26	男	15	ネグレ	高等学校	児童養護施設	専門学校進学	下宿
32	女	14	心理	高等学校	児童養護施設	就職自立	不明(単身自立)
38	女	14	性的	高等学校	児童養護施設	就職自立	不明(単身自立)

校を卒業した段階で不安定・低所得就労におかれていた。

その上で、高校卒業後の状況を確認すると、高卒時点まで把握されている11例のうち、1例が知的障害者授産施設入所、1例が高校退学後に児童自立支援施設入所から就労自立となっている(表19)。8例は高卒で就労自立しているが、全てが社員寮などを利用した単身自立で、具体的には警備、ホテル、本州での住み込み作業、あるいは調理師見習いといった不安定・低所得就労であった。各福祉施設は十分にその機能を果たしているとも言えるが、従来から言われているとおり、その社会的自立は不平等の再生産につながりかねない状況にしか接続していない。その背景には家族が資源として頼りにならない状況があり、そのような場合、社会的自立のスタート地点、あるいは

はその選択の段階から大きな不利を被ることになる。

1例のみ、高校での学校適応が飛躍的に向上し学業成績や学校生活が極めて良好になり、そのなかで進学希望が生じたことで専門学校へ進学していた。その生活基盤は下宿であり、進学費用の工面も含めて高校や児童養護施設でかなりのサポートがあったのではないかと推測されるが、その点に関しての具体的な記載はケース記録には見受けられない。この場合、社会的自立は高等教育修了後まで延長されることになるが、この後の記録は無い。

結果として14歳、15歳ケースの被虐待児42例のうち、その社会的自立まで把握できたのは中卒2例、高卒10例の合計12例(28.6%)であった。

D 考察

1. まとめと考察

ここでの関心は、一般的に家族の責任とされる子どもの教育機会と社会的自立について、被虐待児の場合は家族が資源として十分に機能しない中で、ではいったい誰がどのように責任を持って保障しているのかということであった。それは児童相談所の本来任務ではないし、虐待そのものへの緊急対応より広い範囲の問題である。また、学校は家庭の生活にまでその責任を負うことは出来ない。さらに、児童福祉施設の養育ケアと社会的自立といった領域的な社会的養護の問題に全て還元できることでもない。しかしそれでも、ケース記録の分析からは個別の機関や組織はその役割をきちんと担っており、それが被虐待児の教育機会と社会的自立に大きな意味を持っていたことは間違いなかった。それを前提とした上で、以下に本報告の目的に対するまとめと考察を記しておきたい。

(1) 学校適応の困難からみえる学校教育の課題

不登校や問題行動はこれまでも一般的な学校問題の枠組みの中で子どもの抱える困難として扱われてきた。今回のケース分析でも被虐待児の抱える困難としてかなりの割合で不登校や問題行動が見られ、しかもその抱える困難は重複し累積していた。その背景には前半で検討した社会経済的な脆弱性を持つ家族と不適切な養育ケアを受けてきた子どもの複合的な要因があると考えられるだろう。また、虐待の場合には一時保護や施設入所といった実質的な教育を受ける機会が中断されることや、不安定な家

族関係や就業状態による度重なる転校、養育ケアをめぐる親と学校とのトラブルなどもみられ、子ども自身がコントロールできる範囲を越えたところに学校適応を難しくさせる要因が数多く存在していた。そういう点で、学校適応の困難としてみられる不登校や問題行動は、一般的な学校問題というより、より脆弱性を持つ家族に起因する問題として捉えられるだろう。学校教育において被虐待児の学校適応問題に対応する際には、その観点を持たなければ子どもにとって良い状態を構築することは難しいと思われる。特にネグレクトでは小学校前と小学校段階から多くのケースで児童相談所と関わりを持っており、教育機関も見守りネットワークへ参加したり情報交換も行っているが、中学段階になると不登校になる割合が急増しており、義務教育段階では実質的な教育機会が被虐待児に保障されていない実状も見受けられた。それは、問題行動を取る児童・生徒への対応でも同様であった。

実質的な教育機会が保障されていない状態を、欧米では「教育ネグレクト」として概念化する捉え方があるが、日本では「教育ネグレクト」ではなく、親や本人のやる気や資質の問題として学校適応の悪い状況を捉える傾向があるかもしれない。ケース記録では弟妹の世話と家事手伝いによる不登校、親が行かせなという形での不登校、さぼりを放任する形での不登校が、いじめや心理的側面による不登校と複合的に生じていることも読みとれる。今後、このような調査分析によって「教育ネグレクト」の実態が明らかになってくれば放置を続けておく判断はできなくなるだろう。不登校状

況や問題行動を地域対策協議会の議論の遡上にあげる判断がどのように求められるかは、今後の学校適応改善の大きな課題になるのではないだろうか。

とは言え、基本的に家族が抱える社会経済的困難に対して教育機関が直接的に関わることは現状では難しい。また、先述したように学校教育機関の役割としては通告・発見から心理的回復支援や虐待防止にまで拡大されてきたが、まだ教育機会の実質的保障の観点として検討されてはいない。そのため、学校は虐待対応への何らの権限も与えられてはいないし、例えばそれがネグレクトによる不登校児への登校指導であっても実際には一般的な教育活動以上のことはできないことが前提にある。そういう点で、学校での教育機会の保障に対する学校教育機関の役割は、目の前の被虐待児と家族の生活から問題視される状況について、医療や福祉的な制度へのつなぎをすること、その体制とルールを整備することがまずは求められているとも言えるだろう。それが教育機会を実質的に保障するための、最低限の学習を受ける基盤を整えることにつながるだろう。

(2) 教育機会と社会的自立を支える生活基盤

まず、子どもの社会的自立の現状について、14歳、15歳のケース記録（平成15年度虐待受理の年齢別悉皆調査）では中卒就労か児童養護施設に入所したのちに高校を卒業した場合しか把握がなされていなかった。そのことから、例えば児童自立支援施設、少年院、生活保護などの個別調査から逆に被虐待経験が量的に把握できる水準で

捉えられ、その社会的自立の現状が明かされることがあっても、被虐待児の社会的自立が全体としてどうなっているのかについては、まとまって資料が存在しない状態にあることを指摘しておきたい。被虐待児の社会的自立の不利はこれまでも指摘されているところであるが、その背景と自立の実態を典型的に分析するためには、ケース記録の社会的自立状況の追跡調査が必要とされる場所である。

そのような限定はあるが、今回の分析からは被虐待児の高校教育機会と高校卒業後の選択肢を確保するために生活基盤の確保が重要であることが明らかになった。高校進学者の3分の2は進学時の生活基盤として自宅外の居住施設か親族・知人宅などを利用していた。また、残りの自宅を生活基盤としていた者も半数近くは在学中に児童養護施設利用や里親委託を受けることになり、大多数の被虐待児の高校教育の機会は自宅以外の生活基盤の確保を必要としていた。その背景としての家族の社会経済的な脆弱性はここまで指摘してきた通りであるが、そういう点で、家族資源に頼れない場合の社会的な生活基盤の整備と拡充はこれからさらに必要とされると考えられる。また、特にネグレクトケースにおいて中学校段階で急激に増加していた不登校が高校段階になると大きく改善されており、おそらく生活基盤の確保は施設職員や頼りになる大人の支えと働きかけといったソフト面での効果も大きいと考えられる。また、自宅から高校へ進学した場合、家庭の経済状況がその後の自宅通学の安定度を左右しており、そのことから被虐待児が自宅から高校へ進学する場合には家族を支える経済的な

支援や社会資源との接続をセットで考えるような施策のあり方を考えることも出来るだろう。いずれにしても、子どもを中心に考えたとき、乏しい家族資源しか持たない家族に教育機会の確保の責任をただ任せるだけでは、子ども世代の教育機会の不利を促進することにつながるだろう。

生活基盤の確保は社会的自立や高等教育進学においても重要となっていた。今回の分析では児童養護施設入所児童の社会的自立しか確認できなかったが、彼ら/彼女らの就労は全て生活基盤とセットになった形で行われていた。社会的自立の選択肢という点で、生活基盤とセットになった就労機会しか選択できないことは、職業や居住地の選択が極めて限られることになる。また、いわゆる「七・五・三」とされる新規学卒者の離職に関する現状や、多くが不安定・低所得就労に就くことを考えると、中卒、高卒での就労は短期間で中断される可能性が高い。その場合、就労と生活基盤がセットになっていることで、仕事を失うことは賃金だけではなく住居も同時に失うことにつながる。このような脆弱性を抱えた中で不安定な出発が、結果として早期に不平等の再生産の状態をもたらすことになる。そうであるなら、被虐待児の社会的自立に際して、生活基盤の確保、少なくとも何らかの住宅福祉の手当てとともにその出発を支えることが、その後の生活の安定につながる可能性は高いと考えられる。

E 結論

幼少期から青年期へかけて続く被虐待児の教育機会と社会的自立を、トータルとして誰がどのように責任を持って保障するの

か、あるいはその現状はどうなっているのかが、本報告の問いかけであった。前者については、現状としてトータルな把握は誰によってもなされていなかった。少なくとも被虐待児の教育機会と社会的自立の実際を捉えるためには、追跡的な調査が必要とされる。児童福祉に関わりを持たなくなった場合、被虐待児のその後の社会的自立の不利は見過ごされてしまう可能性が高い。言うなれば、把握されていない多くのケースでは、その後の社会的自立が脆弱性を抱えた家族や本人の責任として帰されることになっていた。

今回の検討からは、中学校段階での学校適応に困難を抱えている被虐待児の現状、特にネグレクトケースの不登校の問題が明らかになった。子どもの教育権を実質的に保障するためには、この問題を家族と子どもの問題に閉じこめない対応が今後は必要とされるだろう。また、高校進学と学卒後の就業に生活基盤の確保が欠かせないこともはっきりした。児童養護施設への入所措置は高年齢児童の場合に抑制されることが現実としては多いが、被虐待児の教育機会の確保という観点からは、高年齢児童の社会的養護の重要性は高いと考えられる。その中では職員の人的な支えも大きな機能を果たしていた。

以上のことから、今後、高年齢児童に対応した居室整備とその拡大などのハード面だけではなく、職員定数の充足と拡大を含むソフト面の拡充など、児童養護施設や児童自立支援施設をはじめとする高年齢児童の社会的養護機能の充実が望まれる。さらに、自立就労する被虐待児への住宅福祉の手当を検討することは、不平等の世代的再

生産の緩和に資する措置となるだろう。い
ずれにしろ被虐待児の生活基盤の持つ機能
について、今後さらに詳しい検討が必要と
される。

『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的
困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』

研究代表者 松本伊智朗

分担研究報告（Ⅳ 施設入所と終結をめぐる課題）

8 施設入所をめぐる諸問題 ー入所決定過程と児童相談所・家族ー

栗山 隆（北星学園大学 社会福祉学部）

研究要旨

本研究では、全調査事例 119 件のうち被虐待児童の入所先として最も一般的な施設である児童養護施設入所措置となった 46 例（38.6%）について検討した。目的は、児童相談所から児童福祉施設に入所した被虐待児童の実態を把握すること。並びにその経緯と被虐待児・家族支援のあり方と今後の方向性について検討することである。主な知見は以下の通りである。

① 虐待の種別と主な虐待者、重症度については、年齢カテゴリー（5 歳）の場合、実母によるネグレクトや身体的虐待がその後の成長発達に与える影響を看過できないと判断し、虐待の重症度が中度以上と判断した場合に児童養護施設入所を決定している。年齢カテゴリー（10 歳）の場合、幼児ほど緊急性を要しないまでも、児童の今後の健全な成長発達を考慮した場合や子ども自らが家に帰りたくない意見を表明した場合などは、比較的重症度が低くとも施設入所させている。また、数は少ないが、10 歳頃から性的虐待の対象になる可能性があり、家族の中にその要因がなくなる限り、安易に帰すことをせず施設入所させている。年齢カテゴリー（14・15 歳）の場合、虐待者は、継父（実父以外の父）の 2 割には性的虐待が含まれた。性的虐待の被害にあった場合、自らそのことを相談できる可能性が増え、結果として潜在化していた問題が顕在化できる状況が垣間見える。他の年齢層の場合、性的虐待の被害にあっても顕在化しにくいことから、今後の重要な検討課題といえる。通常、主な虐待者の傾向として、実母、実父、継父（実父以外の父）の順になるが、施設入所対象児童の場合、実父、実父以外の父の順位が逆転していることが特徴的であった。これは、虐待者の血縁関係の有無が、措置の判断に何らかの影響を及ぼしていることの現れなのかもしれない。

② 家族が抱える生活上の困難について、生活の困窮性が虐待を生む背景となっていることは推察できるが、虐待を主訴とする施設入所を決定する要因とは必ずしもいいきれない。全ての年齢カテゴリーで、その中心となる課題は、ひとり親（母子・父子）家庭の経済問題であり、生活費や学費等を基盤とする家計状況が整わず施設入所に至る状況が伺える。

③ 家族が抱える人間関係と社会的意識については、5歳の場合、意識が高くとも現実的には、具体的に施設入所を回避できるような手だてには至っていない。10歳の場合、特徴的なのは家族関係において親が「精神病・神経症」や「疾病・障害」を抱えながらの子育てを行っていることであり、子どもへの影響は今に始まったことではなく、継続的に蓄積された課題がライフタスクに伴って、徐々に表出していく。14・15歳の場合、家族内での問題は一層多様性を増し、それまでは表出しなかった親の新たな問題が家族関係に影響を及ぼしている。特に親自身の「攻撃虚言対人関係」や「知的障害」、「アルコール／薬物問題」がもたらす影響を考慮した結果、施設入所措置に至っている。また、養育者の意識としては、それまでに関係機関に相談してきた事例が多く、「支援の受け入れ意識」の高さに繋がっている。年齢が上がるにつれ、親の子どもへの虐待意識が低くなる傾向があるが、何故そのような傾向になるのかは今後の検討課題である。

④ 子どもが直面する困難については、5歳の場合、「障害」が約6割であり、発達障害を含む課題が浮上している。幼児の場合は、親を介した生活上の諸困難が直接的に心身の発達・生命の安全に反映することから、健全な発達保障を実現していくために、関係機関がどのように判断・支援できるのかが問われる。特に発達障害が疑われる子どもの場合、児童養護施設の役割機能の強化が課題である。10歳の場合、当該児童の兄弟姉妹ともに「いじめ被害」というよりは、虐待によって、「不登校（傾向）」や「暴力傾向・非行」、「障害」が大きく影響する。14・15歳の場合、当該児童の直面する困難は、当該児童の兄弟姉妹が直面する困難とあわせて拡散するが、家族内での問題を内包していても、子どもが、家族以外の人間関係によって支えられていれば、施設入所には至らない場合もある。逆に子ども自身が、施設入所を希望する場合もあり、事例毎の相違は顕著である。

今後、被虐待児童の児童養護施設入所措置を行う場合は、措置に至る経過として評価システムの機能基盤を整備し、その基盤となるアセスメント機能の強化が必要である。また、児童養護施設と連携をとりつつ、家族関係・親子関係調整プログラム方を具体的に検討し、社会資源の整備とあわせて推進する必要がある。